

ちくぜんの食と農

すこやか推進プラン

〔 第3次筑前町食育推進基本計画 〕



令和2年2月

筑前町食育推進委員会

目 次

I 章 策定趣旨と戦略

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 これまでの取組と現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 7つの戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

II 章 推進方策と目標

- 1 家庭・地域における食育推進・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 学習・体験の機会をつくります
 - (2) 健全な食習慣を普及します
 - (3) 食文化の伝承を図ります
- 2-1 学校における食育の推進・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 食に関する指導を充実します
 - (2) 学校給食の充実を図ります
 - (3) 食育を通じた心身の健康づくりの推進を図ります
 - (4) 学校とPTAが連携した取組を進めます
- 2-2 保育所における食育の推進・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 食に関する指導を充実します
 - (2) 保育所給食の充実を図ります
 - (3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進めます
- 3 食生活改善の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 生活習慣病の予防・改善対策を推進します
 - (2) 歯科保健活動を推進します
 - (3) 高齢者に対する食育を推進します
- 4 地産地消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 地元産農産物の利用促進を図ります
 - (2) 情報提供・広報活動の強化を図ります
- 5 生産者と消費者の交流促進・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 農業への理解を促進します
 - (2) 地域住民への支援を行います

- 6 食の安全、健康・栄養に関する知識の普及、調査・・・・・・・・・・22
- （1）食の安全に関する知識の普及啓発を行います
- （2）健康・栄養に関する知識の普及に努めます
- （3）健康・栄養に関する調査を行います
- 7 「ちくぜん食の都づくり宣言」の普及・啓発・・・・・・・・・・24
- （1）宣言の普及・啓発を行います
- （2）宣言に関する環境整備を行います

Ⅲ章 施策の実施と評価

- 1 施策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 進捗状況の点検、評価
- 3 基本指針の見直し
- 4 点検・評価のスケジュール

参考資料

- 1 筑前町食育推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・28
- 2 食育基本法の概要・・・・・・・・・・30
- 3 筑前町食育推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・31

I 章 策定趣旨と戦略

1 策定の趣旨

食及び食を支える農業の重要性について広く町民への理解促進を図り、もって町民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とし、従来からそれぞれの分野で進められている「食」や「農」に係る施策を総合的かつ体系的に推進する。

食育基本法では、「食育」を次のように定義しています。

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

町民が、心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、町民一人一人の「食」の充実が大変重要であると言えます。

「食」はすべての生活の基本であり、「心身の健康」のみならず、「食を通じたコミュニケーション」「地域の伝統文化の継承」「自然との共生」など、あらゆる分野にわたり、私たちの生活において重要な役割を担っています。

しかしながら近年、ライフスタイルや価値観の変化などとあいまって、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の安全への不安（偽装表示や残留農薬の問題）さらには、食を支える農業の厳しい情勢など「食」を巡る様々な問題が生じています。

こうした状況の中、あらためて「食」の在り方を方向付け、「食育」を国民運動として推進していくため、平成17年6月に「食育基本法」が成立しました。

その後、食育施策の基本的な方針を示す「食育推進基本計画」が国、県レベルで策定され、筑前町においても、平成22年6月に「筑前町食育推進基本計画」を策定し、様々な分野における食育の推進を進めてきました。

今回、改正の時期を迎え、「筑前町食育推進委員会」において、この「第3次筑前町食育推進基本計画」を策定しました。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

—食育基本法から—

2 これまでの取組と現状

(1) これまでの取組

【 国 】

平成17年7月 「食育基本法」施行

- ・食育に関する施策を総合的かつ体系的に進めることを目的とする。

平成18年3月 「食育推進基本計画」策定

- ・食育基本法に基づき、食育に関する施策の基本的な方針等を示す。

平成23年3月 「第2次食育推進基本計画」策定

- ・食育に関する施策のコンセプトを周知から実践へ変更

平成28年3月 「第3次食育推進基本計画」策定

- ・実践の環を広げよう

国の計画における食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進



【 福岡県 】

平成18年3月 「ふくおかの食と農推進基本指針」策定

- ・食をとおり、県民の健康で豊かな生活の向上を目的とする。

平成25年3月 「県民と育むふくおかの食と農」

- ・県民の健康で豊かな生活の実現
- ・本県農林水産業への県民の広範な支持を拡大

平成30年3月 「県民と育むふくおかの食と農林水産業」

- ・県民の健康で豊かな生活の実現
- ・食を支える農林水産業への県民の理解と支持の拡大



【 筑前町 】

平成19年 食育推進基本計画プロジェクトチーム 設置

平成20年 6月 筑前町食育推進委員会 設置

平成22年 6月 筑前町食育推進基本計画「筑前の食と農すこやか推進プラン」策定

平成23年10月 「ちくぜん食の都づくり宣言」制定

マスコットキャラクター「ちくちゃん」誕生

平成24年10月 ちくぜん食の都づくり推進大会開催

平成25年10月 ちくぜん食の都づくり in みなみの里開催

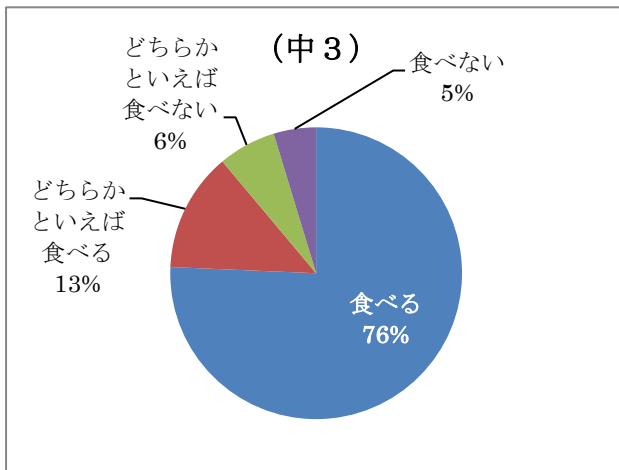
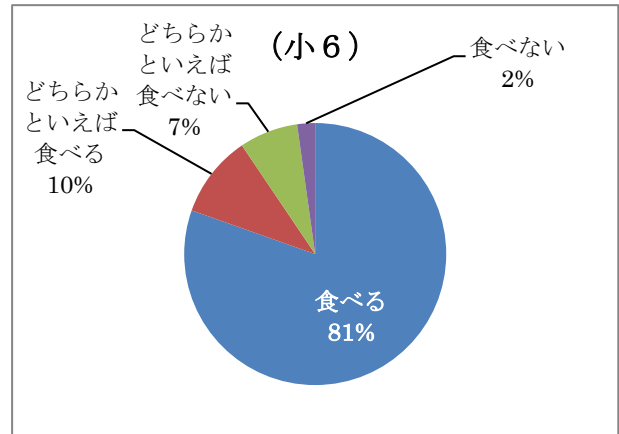
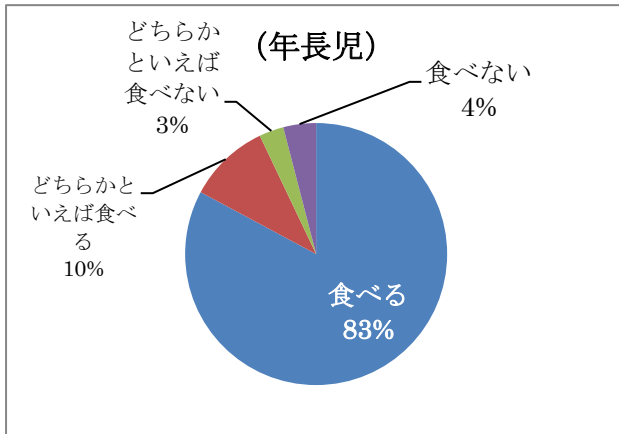
平成27年 2月 第2次筑前町食育推進基本計画「筑前の食と農すこやか推進プラン」策定

(2) 筑前町の現状

① 食習慣の乱れ

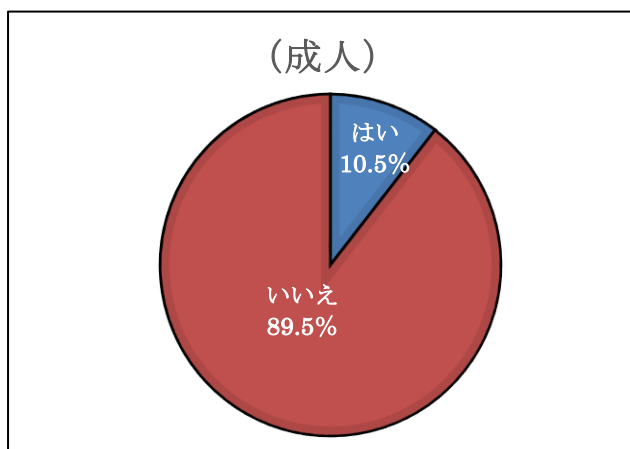
～朝食の欠食傾向が低年齢化してきている～

図1 Q. 朝食を毎日で食べていますか。



・朝食が欠食傾向にある児童生徒の割合は、年長児4%（前回0.5%）、小6で2%（前回2%）、中3では5%（前回3%）と依然として、増加傾向にある。朝食の大切さを含め、食育の取組を確実に推進していく必要がある。

図2 Q. 朝食を抜くことが週3回以上ありますか。



・成人の1割が欠食傾向にあり、生涯にわたっての食育の推進が望まれる。

図1：R1 就学時検診アンケート調査結果（年長児）

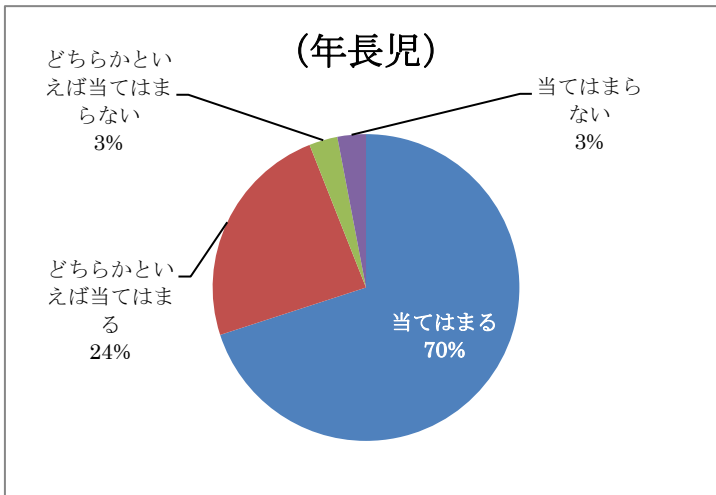
H31 全国学力・学習状況調査結果（小6、中3）

図2：H30 国保特定健診アンケート調査結果

（対象：町在住で40歳～74歳の国民健康保険加入者）

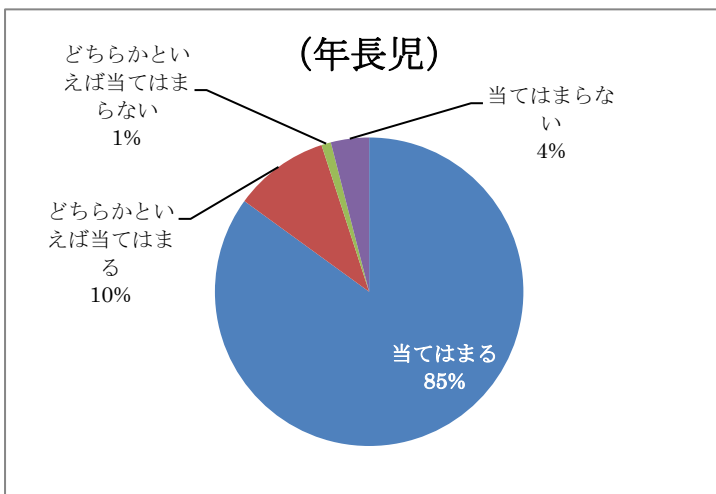
② 食を大切にする心の育成や食文化普及の必要性 ～食育と食生活での実践化が求められる～

図3 Q. 旬の食材を使った食事をさせたいと思っていますか。



・旬の食材を使った食事をさせたいと考えているという回答が70%である。旬の食材を使うということは、おいしさだけでなく栄養価も高くなる。また旬の食材を使うことで体調を整えることにも役に立つと言われている。旬の食材を活用することが食育につながること等を啓発していく必要がある。

図4 Q. 食事の大切さをわかってもらいたいと思っていますか。



・80%以上の年長児保護者が食事の大切さをわかってほしいと思っており、保護者への情報提供等の支援が求められる。

図3、4：R1 就学時検診アンケート調査結果

Q. 親子クッキングに参加してご自身やお子さまに変化はありましたか。

- ・作ったことのないものをつくるようになった。
- ・「お手伝いしたい！」の気持ちをお互い大事にできるようになった。
- ・達成感があった。
- ・苦手なものも食べることができた。

・親子クッキングに参加することで調理のお手伝いからの食育へとつながってきている。

Q. 食育で大切なことは何ですか。

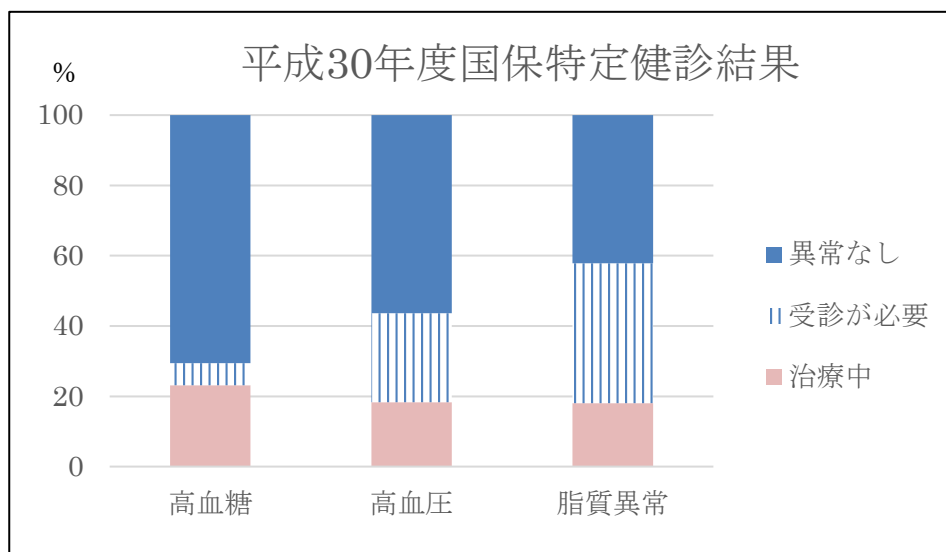
- ・苦手なものでも自分で作ると食べられるような気がする。
- ・作る楽しさ、旬のおいしさを感じられること、食べられることへの感謝。
- ・生産～収穫～調理～食べることまで、一つの流れとして実感できること。
- ・おいしく食べること。

・就学前児童の保護者は、子どもに食について関心を持ってほしいと思っており、意識も高い。今後も体験の場を確保していきたい。

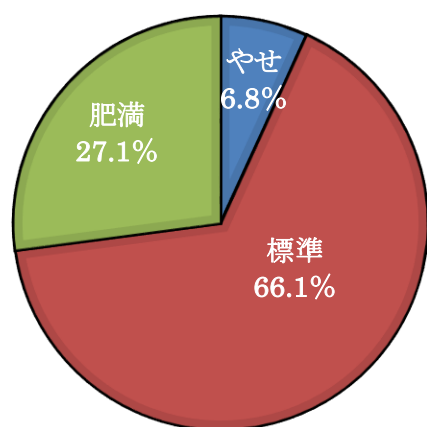
親子クッキングの参加者によるアンケート

③ 町民の生活習慣病予備群の状況

～生活習慣病の重症化予防が必要～



BMI※



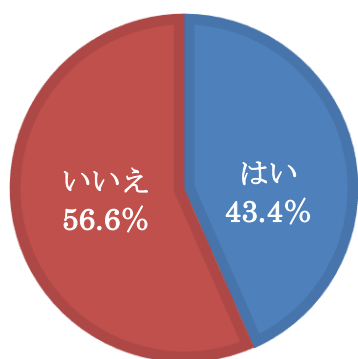
※BMI (Body Mass Index) とは、

体重と身長から算出される、人の肥満度を表す体格指数

$BMI = \text{体重 kg} \div \text{身長 m} \div \text{身長 m}$

判定	やせ	18.5 未満
	標準	18.5 以上 25.0 未満
	肥満	25.0 以上

Q30分以上の運動を 週2日以上していますか？



- ・高血糖・高血圧・脂質異常症に該当する人は、それぞれ健診受診者の約 20%を占めている。医療機関の受診が必要な人は、高血圧では 25.3%（前回 23.4%）脂質異常症では 39.8%（前回 41.5%）と高い割合となっている。また、肥満の人は 27.1%（前回 26%）となっており、増加している。
- ・運動不足の人の割合は県平均より低い状況にある。今後も運動の習慣化を推進していくのと同時に、食生活改善のための取組を推進していくことが重要である。

H30 国保特定健診の結果（対象：町在住で 40 歳～74 歳の国民健康保険加入者）

④ 地元農産物の現状

～地産地消促進への取組が必要である～

＜町内在住者年代別ポイントカード入会者数・購入金額＞

年代	入会者数（人）	購入金額（円）
10代	1	88,230
20代	27	1,502,777
30代	182	4,788,726
40代	268	10,017,939
50代	376	19,610,406
60代	793	58,893,171
70代	688	45,981,248
80代	192	8,674,603
90代	21	3,040,990
年齢不詳	77	2,418,426
合計	2,625	155,016,516

- ・現在では流通システムの発達に伴い、海外をはじめ他産地の物を時期を問わず購入できるようになった。そのような中、地産地消を促進するにあたり直売所は重要な役割を担うものである。左記のデータから、直売所の客層は50代以上が大部分を占めている。
- ・今後は、子育て世代の親子に農の大切さや地産地消への理解を深めてもらう取り組みが必要である。

[平成25年1月～平成31年3月ファーマーズマーケット
みなみの里ポイントカードデータ]

⑤ 担い手不足や高齢化などによる生産基盤の脆弱化

～総農家戸数、水田耕作面積は減少にある～

＜筑前町合併時における総農家数および水田耕作面積＞

年次	総農家数（戸）	総面積(ha)
平成17年	1,232	2,094

[資料：農林業センサス]

＜総農家戸数の推移＞

年次	総農家数（戸）
平成26年	1,012
平成27年	990
平成28年	972
平成29年	937
平成30年	932

＜水田耕作面積の推移＞

年次	総面積(ha)
平成26年	2,090
平成27年	2,083
平成28年	2,079
平成29年	2,073
平成30年	2,070

[資料：水田協議会 FUDE データ]

- ・筑前町における総農家戸数及び水田耕作面積は年々減少している。そのため今後、農業の振興を図り、地域の農地を守っていくためには後継者の獲得や育成が重要である。

3 7つの戦略（取組項目）

（１）取組期間

【取組期間】 基準年度：令和元年度 ～ 検証年度：令和6年度

（２）戦略（取組項目）

- ① 家庭・地域における食育の推進
- ② 学校における食育の推進
- ③ 食生活改善の推進
- ④ 地産地消の推進
- ⑤ 生産者と消費者の交流促進
- ⑥ 食の安全、健康・栄養に関する知識の普及・調査



⑦ 「ちくぜん食の都づくり」宣言の普及・啓発

・①～⑥について、関係部局・団体が情報共有・連携を図りつつ、一体となって取組を推進

（３）求める効果

- ① 正しい食生活の実践による健康な心身をつくります。
- ② 農業・農村への関心と理解を促進します。
- ③ 食に対する感謝の心を育みます。
- ④ 伝統的食文化を伝えていきます。
- ⑤ 食の安全性に対する信頼を築きます。

Ⅱ章 推進方策と目標

1 家庭・地域における食育の推進

家庭や地域における食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するとともに、地域の食文化の伝承を図ります。

(1) 学習・体験の機会をつくります

①親となるための学習の場づくり

- ・母子健康手帳交付時と**パパママ教室**で栄養指導
- ・**乳児家庭を全戸訪問**し良質な母乳のための栄養指導
- ・乳幼児健診・育児相談の際に、栄養バランスなどの**食生活相談指導**
- ・**離乳食教室**で離乳食の講話や試食を実施



②子どもや親子を対象とした体験の場づくり

- ・保育所での**離乳食、幼児食体験**
- ・**料理少年団**では、食べ物について学習し、調理実習
- ・**親子クッキング教室**では、地元食材を使った調理に親子でチャレンジ



③「食育」に関する学習の場づくり

- ・幼稚園児や保護者へ食育に関する**出前講座**等の実施



(2) 健全な食習慣を普及します

①健全な食習慣の定着と健康づくりの推進

- ・ホームページに、おすすめの**健康レシピ&健康一口メモ**を掲載
- ・乳児保護者のための**離乳食のパンフレット**を配布



②町民への普及・啓発

- ・生活習慣病予防のための講話を各地区で実施
- ・**子どもに食べさせたい料理レシピ**に季節の旬のレシピを掲載



(3) 食文化の伝承を図ります

①郷土料理・行事食・食事作法・地域の食材の伝承

- ・地域食事の行事食に親しむ**行事食体験**（保育所）
- ・保育所給食などでの**食事作法・マナーの指導**
- ・**郷土料理・行事食メニュー**を学校給食の献立に導入



【事業等の評価】

現状値（R1）目標値（R6）

（１）体験・学習の場づくり

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
① 親となるための学習の場づくり	☐ 栄養指導を行う乳幼児健診受診率 ☐ 「子どもに食べさせたい料理レシピ」の発行回数（献立表）	健康課 保育所・保育園	97% 年 12 回	97% 年 12 回
② 子どもや親子を対象とした体験の場づくり	☐ 料理少年団に旬の食材を使った調理体験を要請 ☐ 親子クッキング教室の参加者数	生涯学習課 こども課	100% 年間 3 回 (1 回 8 組)	100% 年間 3 回 (1 回 8 組)
③ 食育に関する学習の場づくり	☐ 出前講座のメニューに「食育」に関する項目を設ける	生涯学習課	実施	実施



【パパママ教室】



【料理少年団】



【親子クッキング教室】

（２）健全な食習慣の推進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
① 健全な食習慣の定着化と健康づくりの推進	☐ 離乳食のパンフレットを配布（乳幼児健診の際に配布するため、受診率で値を設置）	健康課	97%	97%
② 町民への普及・啓発	☐ 子どもに食べさせたい料理レシピの発行回数（献立表）（再掲）	保育所	年 1 2 回	年 1 2 回

（３）食文化の伝承

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
① 郷土料理・地域の食材の伝承	☐ 学校における郷土料理、行事食体験の年間回数 ☐ 保育所における郷土料理、行事食体験の回数	学校給食献立作成委員会 保育所・保育園	郷土 3 回 行事 10 回 10 回以上	郷土 3 回 行事 10 回 10 回以上

2-1 学校における食育の推進

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、学校教育活動全体を通じて総合的に食育を推進します。

(1) 食に関する指導を充実します

- ①食に関する指導力の向上
 - ・食育に関する**教職員、栄養教諭（士）の研修**の場の確保
 - ・**栄養教諭（士）、養護教諭の専門性**を生かした授業を積極的に実施
- ②食に関する指導全体計画・年間計画の作成
 - ・文部科学省「**食育教材**」等の効果的な教材の活用
- ③学校給食及び食に関する体験活動を取り入れた授業の実施
 - ・**食糧生産体験**で生産者の知恵、苦労と収穫の喜びを実感
 - ・「学校給食」を**生きた教材**として活用



(2) 学校給食の充実を図ります

- ①学校給食献立の工夫改善
 - ・**学校給食献立委員会**では、教科や行事等と関連付けた献立計画を作成
 - ・各施設の調理員が**学校給食料理コンクール**に積極的に参加
- ②地元食材や郷土料理等の献立への活用促進
 - ・毎月19日の**食育の日**には「**旬の食材を使ったメニュー**」を提供
- ③和食を重視した献立作成
 - ・毎月初めの和食の日に児童・生徒に**和食の良さを紹介**
- ④学校給食の衛生管理の徹底
 - ・給食施設訪問調査では**ATP拭取り検査**できめ細かな検査を実施
 - ・調理従事員の衛生管理研修会を実施し、意識の向上と**衛生管理の徹底**を図る
 - ・食材の**定期点検**の実施



(3) 食育を通じた心身の健康づくりの推進を図ります

- ①保護者と連携した個別的な相談指導
 - ・食物アレルギー等食に関する健康課題を有する児童生徒に対しての**個別相談**を実施
 - ・肥満や過度の痩身が心身に及ぼす影響等を周知し、健康状態の改善に必要な知識の相談、指導の実施

(4) 学校とPTAが連携した取組を進めます

- ①PTAへの啓発や取組の連携
 - ・「**早寝・早起き・朝ごはん**」運動を各学校の**PTA活動**で継続実施
 - ・PTAを対象に**食育研修会**を開催



【事業等の評価】

現状値（R1）目標値（R6）

（１）食に関する指導の充実

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①食に関する指導の資 質向上	☐ 自主研修又は校内研修で食育に 関する指導力向上の場を確保 ☐ 栄養教諭・学校栄養職員が授業 者となる機会のある学校数	小・中学校	全6校 全6校	全6校 全6校
②食に関する指導の推 進体制の充実	☐ 学校における食に関する年間指 導計画等の作成を行い、実施す る学校数	教育委員会	全6校	全6校
③食に関する指導全体 計画・年間指導計画 の作成	☐ 文部科学省食育教材等を授業で 活用している学校数	教育課	—	全6校
④学校給食及び食に関 する体験活動を取り 入れた授業の工夫	☐ 生きた教材※としての学校給食 を取り上げた指導や活動等を行 う中学校数 ☐ 食に関する体験活動を総合的な 学習の時間に行う小学校数	教育課	全2校 全4校	全2校 全4校

※生きた教材とは…学校給食はバランスのとれた豊かな食事を提供することで、成長期にある児童生徒の心身の健全な
発達を図るとともに、見る・食べる行為を通じて児童・生徒の興味・関心を引き出し、学習を深めることができると
から「生きた教材」と呼ばれている

（２）学校給食の充実

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①学校給食献立の工夫 改善	☐ 郡学校給食料理コンクールへの 調理員1人当たりの出品回数	学校栄養士会	全員が数年 に1回	全員が3年 に1回
②地元食材や郷土料理 等の献立への活用促 進	☐ 毎月19日の給食に地元産の旬 の食材を使った献立を取り入れ ている学校数	学校栄養士会	全6校	全6校
③和食文化の伝承	☐ 毎月初めの米飯給食は、和食の 日を実施し、紹介する学校数	教育課 学校栄養士会	全6校	全6校
④学校給食の衛生管理 の徹底	☐ 食材の定期点検の実施	教育課	年1回	年1回

（３）食育を通じた心身の健康づくり推進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①保護者と連携した個 別的な相談指導	☐ 食物アレルギー等に関する個別 相談を実施している学校数	小・中学校	全6校	全6校

（４）学校とPTAが連携した取組の推進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①PTAの啓発や地域 における取組との連 携	☐ 朝食を毎日食べる児童生徒の割 合（小6・中3）	小・中学校 PTA	90.1% （小6） 88.1% （中3）	95.0% （小6） 92.0% （中3）

2-2 保育所・幼稚園における食育の推進

保育所では食に関する様々な体験を通して食事についての正しい理解を深め、子どもたちの健康な身体と豊かな心を育み、望ましい食習慣の基盤をつくとともに「楽しく食べる子ども」の育成を図ります。

(1) 食に関する指導を充実します

①食に関する指導の資質向上

- ・保育士、栄養士、調理師を対象とした**食育に関する研修**を充実
- ・保育所保育指針などをもとに**保育所食育計画**を作成・推進

②食に関する指導の推進体制の整備

- ・**給食会議**を計画的に開催し、食に関する指導を企画・推進
- ・食育の推進体制や栄養指導の充実をめざし**栄養士配置**を促進



(2) 保育所給食の充実を図ります

①発育、発達過程に応じた「食べる力」の育成

- ・**年齢や発達**に合う食事の取り方・食べる量を考慮
- ・保護者と連携し、**アレルギー**や**離乳食**など個々の実態把握と適切な対応
- ・簡単な**調理体験**を通して、食材や調理への関心をアップ
- ・園児が栽培した野菜を給食献立に活用し**育てて食べる喜び**を体感
- ・郷土料理や行事食を通して**食文化**を体験
- ・食事のマナー、仲間との信頼感、従事者への感謝など**社会性**を育成
- ・**保育教材**を使って食べ物や身体のことを学び食への関心を育成



②給食献立への旬の地元農産物の活用促進

- ・**旬の食材**や**郷土料理**を活かした給食献立促進

③保育所給食の衛生管理の徹底

- ・栄養士、調理師を対象とした**衛生管理研修**の充実



(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取り組みを進めます

①保護者への啓発や地域における取り組みとの連携

- ・**親の実践力**を育てる保護者対象研修会、リーフレット配布、試食等の実施
- ・「**子どもに食べさせたい料理レシピ**」で家庭の献立内容を充実
- ・食育の意義や食に関する情報を提供する**保育所給食だより**の発行
- ・給食のサンプルを展示し保護者の食への関心を促進
- ・家庭での「**早寝 早起き 朝ご飯**」運動の実行



【事業等の評価】

現状値（R1）目標値（R6）

（１）食に関する指導の充実

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①食に関する指導の資 質向上	□保育士・栄養士・調理師を対象 とした研修参加回数	保育所・保育園	94%	100%
②食に関する指導の推 進体制の整備	□栄養士の配置施設数	こども課	5施設	5施設
③食に関する園児の体 験活動の充実	□保育士による栽培計画及び指導 の回数	保育所・保育園	3回以上	3回以上
	□園児の調理(クッキング)体験の 開催		1回以上	1回以上

（２）保育所給食の充実

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①発育、発達過程に応じ た食べる力の育成	□保育所における食物アレルギー や家庭での離乳食状況の把握	保育所・保育園	100%	100%
	□食事を通して、食材や調理への 関心を深める調理体験の回数		1回以上	10回
②給食献立へ旬の地元 農産物の活用促進	□旬の食材を生かした給食献立の 割合 □郷土料理、行事を生かした給食 献立数	保育所 保育園	100% 郷土4回 行事14回	100% 郷土4回 行事14回
③保育所給食の衛生管 理の徹底	□栄養士や調理師を対象とした研 修回数	保育所・保育園	2回	2回

（３）家庭・地域・関係機関と連携した取組の推進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①保護者への啓発や地 域における取組との 連携	□朝食を毎日必ず食べる幼児の割 合	保育所・保育園 幼稚園	81%	100%

3 食生活改善の推進

生活習慣病を予防するために、一人ひとりが健康的な生活習慣を確立する自主的な健康づくりの推進を図ります。

(1) 生活習慣病の予防・改善対策を推進します

①いきいき健康ふくおか21※の推進

- ・住民を対象にした栄養指導を行い、一人ひとりが健康的な生活習慣を確立する**自主的な健康づくり**についてアドバイス
- ・健診結果説明会時に各々の味噌汁の**塩分濃度測定**の実施や健康課題に合わせたパンフレットを配布し、健全な食生活の普及啓発を実施
- ・健康づくり関係団体との**連携**による支援



※いきいき健康ふくおか21とは

県民一人ひとりが、地域の中でともに支え合い、健やかでこころ豊かに過ごせ、長生きしてよかったと実感できる社会の実現を基本理念として、県民の健康の保持増進を図るために平成20年3月に策定され、平成25年3月に改訂された。

②ボランティア活動への支援

- ・筑前町食生活改善推進員による地域住民に対する生涯を通じた“食育の推進”

(2) 歯科保健活動を推進します

①8020（ハチマル・ニイマル）運動※の推進

- ・10か月、1歳6か月、3歳児健診で歯科衛生士による**歯みがき指導**実施
- ・1歳6か月、3歳児健診で**歯科検診**実施
- ・「歯ミング21inあさくら」（主催：朝倉歯科医師会、朝倉学校歯科医会）において「歯にいいレシピ」を配布している



※8020運動とは

1989年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。



(3) 高齢者に対する食育を推進します

①健康づくりにおける食育の推進

- ・シニアクラブやいきいきサロン等での**出前講座**において管理栄養士による栄養指導を実施

【事業等の評価】

現状値（R1）目標値（R6）

（１）栄養改善対策の推進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①いきいき健康ふくおか21の推進	□生活習慣病予防のための食生活改善教室（運動教室や講演会）の参加者数	健康課	120名 5回	140名 5回
②ボランティア活動への支援	□筑前町食生活改善推進員の学習会の開催回数	健康課	12回	12回

（２）歯科保健活動における食育の推進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①8020運動の推進	□10か月、1歳6か月、3歳児健診の受診率	健康課	97%	97%
	□「歯にいいレシピ」の配布		実施	実施

（３）高齢者に対する食育の推進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①健康づくりにおける食育の推進	□シニアクラブ、いきいきサロン等、出前講座の実施	健康課	実施	実施

4 地産地消の推進

「食」と「農」の距離を縮め、生産者と消費者の信頼関係を構築するため、地元産の消費及び利用を促進します。

(1) 地元産農産物の利用促進を図ります

①学校給食での地元産物の利用促進

- ・町と学校と直売所による地元産農産物の納入打ち合わせ会議の開催
- ・互いの現場の状況を知ることで協力体制を整備
- ・学校と直売所が要望のすり合わせを行うことで地元産農産物の利用の質向上を図る



②地元産農産物を活用した特産品の開発

- ・商工会やみなみの里と連携した筑前町ブランドの開発



(2) 情報提供・広報活動の強化を図ります

①地元産農産物の情報発信・PR

- ・小学校の総合的な学習における食農教育の実施
- ・地産地消の大切さを伝える
- ・播種体験などの農業体験を通して子どもたちに農作物を育てる喜びや楽しさを伝える
- ・「どーんとかがし祭り」などのイベントを活用した情報発信



【事業等の評価】

現状値（Ｒ１）目標値（Ｒ６）

（１）地元及び県産農林水産物の利用促進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①学校給食での地元産農産物の利用促進	□学校給食への地元産農産物の利用率(品目ベース)	教育課 農林商工課	25.0% (Ｒ１年度)	30.0%
②特産品のブランド開発支援	□新商品の開発件数	農林商工課 商工会	—	累計５件 (５年間の達成目標)

（２）情報提供・広報活動の強化

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①地元産農産物の情報発信・ＰＲ	□食農教育の実施	農林商工課	実施	実施



5 生産者と消費者の交流促進

食と生産の関連を意識づけ、生産者と消費者がそれぞれの思いを理解するため、交流を促進し、食を支える農業への理解促進を図ります。

(1) 農業への理解を促進します

①体験活動等の実施

- ・食・農への理解促進の為に**農業体験活動等の実施**
- ・住民が農業体験を行うことにより農や自然への理解を深める **市民農園の整備**
- ・農産物の収穫体験 など**地元産農産物に親しむ場**の確保



②「農の恵み（農業の多面的機能）」の普及・啓発

- ・子どもたちに「農の恵み」の理解促進を図るため、小学校の総合的な学習の時間や第5学年社会科「日本の農業」の学習等で水田の水害防止（**自然のダム**の役割）や暑さをやわらげる働き（**気候緩和機能**）等を指導したりする。
- ・啓発ポスターや広報ビデオの配布、**出前講座**の開催

(2) 地域住民への支援を行います

①買い物支援の実施

- ・定期的に**移動販売車**を使用した各地区への商品販売を実施
- ・**店まで買い物に行くことが困難な人**を支援
- ・地元の新鮮な農産物を配達し**地域の方々の健康を守る**



②安全安心な農産物の提供

- ・安全安心な農産物を提供するため生産者を対象とした**農業や食品衛生などの研修を実施**

【事業等の評価】

現状値（R1）目標値（R6）

（１）農業への理解促進

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①体験活動等の実施	□食・農への理解促進のための農業体験活動等の実施	農林商工課	1回	3回
	□市民農園の利用率		94%	100%
②農業の多面的機能の普及・啓発	□「農の恵み」の理解促進が図られるよう、総合的な学習や社会科の学習等でその機能について学習を実施する小学校数	教育課	全4校	全4校

※農の恵み とは

農業生産活動によって育んできた豊かな生態系の保全や美しい景観の創造、水害防止など、農業・農村の持つ公益的機能を「農の恵み」という言葉で表現しています。

（２）地域住民への支援

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①買い物支援	□買い物移動販売の実施回数	みなみの里 農林商工課	延べ 27回	延べ 30回
②安全安心な農産物の提供	□農薬適正使用研修会（直売所登録者対象）の開催回数	みなみの里 農林商工課	実施	実施



【市民農園の様子】

6 食の安全、健康・栄養に関する知識の普及、調査

適切な食生活の選択に資するよう、食の安全、健康・栄養に関する調査研究を実施し、情報の提供を行います。

(1) 食の安全に関する知識の普及啓発を行います

- ・町ホームページによる情報発信や意見の募集
- ・町広報紙「ちくぜん」を活用した食中毒予防の啓発



(2) 健康・栄養に関する知識の普及に努めます



- ・住民を対象にした**栄養指導**の実施、健康料理の提供
- ・広報紙「ちくぜん」にカルシウムたっぷりレシピ、糖尿病予防レシピなどの**健康づくりレシピ**を掲載

(3) 健康・栄養に関する調査を行います



- ・住民を対象にした健康課題の把握
- ・保育所の食生活実態調査の実施
- ・児童生徒の食生活実態調査の実施



【事業等の評価】

現状値（R1）目標値（R6）

（１）食の安全に関する知識の普及啓発

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①食の安全に関する知識の普及啓発	□広報紙「ちくぜん」や町ホームページを活用した食中毒予防等の啓発	健康課 総務課	年１回	年１回

（２）健康・栄養に関する知識の普及

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①健康・栄養に関する知識の普及	□広報誌紙「ちくぜん」や町ホームページへの健康づくりレシピの掲載回数	健康課 総務課	年６回	年６回

（３）健康・栄養に関する調査

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①健康・栄養に関する調査	□国民健康保険特定健診における健診データの分析	健康課	２種※	２種
	□就学前児童（年長）の食生活実態調査の実施回数	保育所・保育園 年長児	年１回	年１回
	□児童生徒の食生活実態調査の実施回数	教育課	年１回	年１回

※健診結果分析、レセプト分析

7 「ちくぜん食の都づくり宣言」の普及、啓発

農業、教育、栄養改善等の行政、関係団体、ボランティア団体などが連携し、「ちくぜん食の都づくり宣言」の普及、啓発を図ります。

(1) 宣言の普及・啓発を行います

①ちくぜん食の都づくり宣言の普及・啓発

- ・毎年6月「食育推進月間」に、食の重要性や農業への理解促進を図るため町広報紙「ちくぜん」に「**食の都づくり宣言**」に関する記事を掲載

②広報活動の充実

- ・**ホームページ**による総合的情報提供の実施
- ・**メディア**を通じた効果的なPR活動の実施

③町民への学習機会の提供

- ・食育や健康に関する**講習会等の開催**
- ・町民の学習を推進するための普及・啓発資料の作成

④ボランティアの活用

- ・食や健康に関する教室等への**ボランティアの活用**



(2) 宣言に関する環境整備を行います

①関係部局・関係団体との連携体制の構築

- ・健康、栄養、農業、教育の行政やPTA、関係団体等が連携した「筑前町食育推進委員会」を設置し、**関係部局・関係団体の連携・協力**を推進
- ・筑前町食育推進基本計画の策定のための情報提供・協力

②ボランティアの確保と育成

- ・「筑前町食生活改善推進員」（ボランティア）の人材確保
- ・**ボランティア資質向上**のための研修会の開催



【事業等の評価】

現状値（R1）目標値（R6）

（１）宣言の普及・啓発

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①ちくぜん食の都づくり宣言の普及・啓発	□毎年6月「食育推進月間」に「食の都づくり宣言」に関する記事を掲載	教育課 健康課 農林商工課 生涯学習課 総務課	実施	実施
②町民への学習機会の提供	□住民を対象とした食育に関する講習会など学習機会の開催	健康課	5回	5回
③ボランティアの活用	□「筑前町食生活改善推進員」を活用した教室等の実施回数	健康課	17回	20回

（２）宣言に関する環境整備

推進事項	評価項目	取組主体	現状値	目標値
①関係部局・関係団体との連携体制の構築	□筑前町食育推進委員会の自己評価による「筑前町食育推進基本計画」の実効性（5段階評価）	教育課	5	5
②ボランティアの確保と育成	□「筑前町食生活改善推進員」の登録者数 □資質向上のための研修会の開催数	健康課	13名 12回	15名 12回

ちくぜん「食の都づくり」宣言

筑前町は、食を通して町民の健康と町の活力を高めるため、

一 自然豊かな風土と先人から受け継いだ知恵、技術、文化を伝承し、心を込めた、信頼される食の提供に努めます。

（信頼づくり）

一 農産物・林産物を活かした産業に取り組み、町の魅力を高めます。

（魅力づくり）

一 食を通して交流を広げ、魅力ある「食」の情報を発信します。

（出会いづくり）

一 食に感謝する心を育て、食の知識や情報を暮らしの中に活かします。

（人づくり）

一 調和のとれた食生活の実践に励み、健やかな体をつくります。

（健康づくり）

以上のことを基本理念とし、「ちくぜん食の都づくり」を宣言します。



Ⅲ章 施策の実施と評価

1 施策の実施

- 本基本計画に基づき、農業の重要性、さらには、農村の持つ多面的な機能・役割について、広く町民への理解促進を図り、町民の健康で豊かな生活の向上に寄与するために、関係部局・関係機関等と連携して、具体的な施策を実施します。

2 進捗状況の点検・評価

- 関係団体や関係部局からなる「筑前町食育推進委員会」を中心に、関係者の情報及び意見交換の促進を図るとともに、基本計画や具体的施策の実施状況を点検し、目標の達成度を評価します。

3 基本計画の見直し

- 進捗状況の評価を踏まえた施策の検討を行います。
- 目標が未達成の項目については、要因分析を行うとともに、基本計画については、必要に応じて適宜見直しを行います。
- 見直しにあたっては、関係部局・関係機関はもとより、ホームページ等を活用して、広く町民の意見を聴取します。

4 点検・評価のスケジュール

- ①新年度の施策の確認・昨年度の反省・・・5月 プロジェクト会議
- (1) 組織編成、実施方針及び年度計画の設定・・・6月 第1回委員会
- ②施策の進捗状況の点検・新年度施策の協議・・・1月 プロジェクト会議
- (2) 実施内容の評価及び次年度の方向性の検討・・・2月 第2回委員会

資 料 編

筑前町食育推進委員会 設置要綱

(名 称)

第1条 本会の名称は、筑前町食育推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目 的)

第2条 食の重要性及び農業の果たす役割について町民の理解促進を図ることにより、町民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 筑前町食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び見直しに関すること
- (2) 基本計画の推進に関すること
- (3) その他委員会の目的達成のために必要なこと

(構 成)

第4条 委員会は、25人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、以下のとおりとする。

- (1) 小・中学校保護者代表 (各1名) ②
- (2) 小・中学校長代表 (各1名) ②
- (3) 幼稚園・保育所代表 (各1名) ②
- (4) 小・中学校給食指導担当教諭代表 (各1名) ②
- (5) 筑前あさくら農業協同組合 三輪支店・夜須支店 (各1名) ②
- (6) 小・中学校栄養教諭・学校栄養職員 (1名) ⑥
- (7) 町関係職員 総務課①
- (8) プロジェクトチーム こども課①、生涯学習課①、農林商工課①
健康課①、教育課④

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席により開催される。

3 会議は、年2回（6月、2月）、次の内容を基本として開催する。

- ・第1回 6月（組織編成、実施方針及び年度計画の設定）
- ・第2回 2月（実施内容の評価及び次年度の方向性の検討）

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 筑前町食育推進基本計画の策定及び見直しを円滑に行うために、プロジェクトチームを置く。

(1) プロジェクトチームの構成は、次のとおりとし、必要に応じて会長が調整する。

- ・こども課 ①
- ・生涯学習課 ①
- ・農林商工課 ①
- ・健康課 ①
- ・教育課 ③(課長①、指導主事②)

(2) プロジェクトチームは、会長の承諾のもと、教育長が招集し、会議を開催する。

(3) プロジェクトチームは、年3回を基本に、次の内容を基本として開催する。

- ・新年度の施策の確認
- ・筑前町食育推進基本計画の進捗状況確認及び修正事項の検討

(4) 教育長は、必要に応じてプロジェクトチーム以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、筑前町教育委員会教育課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ① 食育推進に関する施策についての基本的な方針
 - ② 食育の推進の目標に関する事項
 - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④ その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める

4. 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化
- ⑥ 食文化の継承のための活動の支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流推進

5. 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

令和元年度筑前町食育推進委員会名簿

	役職	職 名 等	氏 名	所 属 名	備考
1	委 員	小学校長代表		三並小学校	会長
2	委 員	幼稚園代表		城北幼稚園	副会長
3	委 員	PTA代表		夜須中学校PTA	
4	委 員	PTA代表		三輪小学校PTA	
5	委 員	中学校長代表		三輪中学校	
6	委 員	保育所代表		美和みどり保育所	
7	委 員	小学校給食担当		三並小学校	
8	委 員	中学校給食担当／栄養教諭		三輪中学校／夜須中学校	
9	委 員	JA筑前あさくら		三輪支店	
10	委 員	JA筑前あさくら		夜須支店	
11	委 員	広報担当		総務課	
12	委 員	プロジェクトチーム		こども課	
13	委 員	プロジェクトチーム		生涯学習課	
14	委 員	プロジェクトチーム		農林商工課	
15	委 員	プロジェクトチーム		健康課	
16	事務局長	プロジェクトチーム		教育課長	
17	事務局	プロジェクトチーム		教育課	
18	事務局	プロジェクトチーム		教育課	
19	事務局	プロジェクトチーム		教育課	
20	事務局	プロジェクトチーム		教育課	

ちくぜんの食と農 すこやか推進プラン

〔第3次筑前町食育推進基本計画〕

発行年月：令和2年2月

発行：筑前町食育推進委員会

編集：筑前町教育委員会 教育課

住所：〒838-0816

朝倉郡筑前町新町450番地

T E L : 0946-22-3385

F A X : 0946-22-2879

E mail : kyouiku@town.chikuzen.fukuoka.jp